

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：計量法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称：水道メーターの検定証印等の有効期間の見直し
規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部署：経済産業省イノベーション・環境局計量行政室
評価実施時期：令和8年6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 規制の緩和による特段の負担は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・水道スマートメーターの導入促進に資するため、計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）別表第 3 第 2 号イに規定する水道メーターの検定証印等の有効期間について、現行は 8 年と規定されているところ、検出部が電気式のものとそれ以外のものに分け、前者は 10 年、後者は 8 年に改める。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・計量行政審議会の答申（平成 28 年 11 月 1 日）において、次なる 10 年において計量行政が取り組むべき政策の方向性として、計量器の技術革新、計量制度を取り巻く社会的環境変化に対応し、対象計量器や技術基準の見直し等を検討することなどが示された。
- ・通信機能を備えた水道スマートメーターは、検針値や栓の開閉等のデータの遠隔送信と利活用により、地方における検針員等の検針及び料金徴収に係る負担の緩和や人員の確保、迅速かつ正確な漏水管理、災害時の被災者の状況把握を含めた住民の見守りなどにおいて効果が期待できる一方で、通信機能の搭載に加え、多くが従来型の羽根車式メーターに比べ高額な電磁式メーターや超音波式メーターであることなどにより、導入時の費用が高額であるとの指摘がある。
- ・通信機能を備えた水道スマートメーターの導入促進について、規制改革推進会議第 1 回スタートアップ・イノベーション促進ワーキンググループ（令和 7 年 2 月 7 日）では、計量法上の水道メーターの検定証印等の有効期間がメーターの構造にかかわらず一律で 8 年と定められていることが水道スマートメーター導入促進を阻害する一因となっていることから、コスト削減等に資するため、計量法上の検定証印等の有効期間について、水道メーターの構造の特性に応じた見直し等について検討を行うよう意見が示され、規制改革推進会議の答申（令和 7 年 5 月 28 日）として取りまとめられた。
- ・これらの経緯を踏まえ、計量行政審議会基本部会検定有効期間等検討小委員会において、水道メーターに係る技術的な検証作業等が行われ、検出部が電気式（電磁式及び超音波式）の水道メーターについては検定証印等の有効期間を 8 年から 10 年に延長し、それ以外（羽根車式）の水道メーターについては据置とすべきであると結論付けられた。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・水道メーターの検定証印等の有効期間について、検出部が電気式の水道メーターは 10 年とし、それ以外の水道メーターは 8 年とする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・電磁式水道メーター及び超音波式水道メーターについて、検定証印等の有効期間切れによる交換の頻度が減り、交換に係る費用を削減できる。
- ・また、導入費用が従来型の羽根車式水道メーターよりも高額である電磁式水道メーターや超音波式水道メーターの検定等に係る費用を削減できることにより、水道スマートメーターの導入促進が見込まれる。
- ・現在、電磁式水道メーター及び超音波式水道メーターは市場においてほとんど使用されておらず、規制緩和による効果の定量化は困難である。事後評価では、事業者へのヒアリング等により市場比率の変化等に着目し、効果を把握することを想定している。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・計量法において、水道メーターは、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要がある特定計量器と位置付けられており、また部品の摩耗や劣化等に鑑み、有効期間を定めることが適当であるとされている。現在、水道メーターの有効期間がメーターの構造にかかわらず一律で8年と定められているものの、近年の技術の向上等に鑑みれば、一部の水道メーターについては有効期間の延長は可能と考えられる。そのため、水道メーターに係る技術的な検証作業等を行ったところ、検出部が電気式の水道メーターについては、部品の摩耗や劣化等は見られず、電子デバイスの耐久性を考慮したとしても、有効期間を10年に延長しても問題がないと結論づけられたことから、今般の規制緩和により顕在化する負担は想定されない。

<行政費用>

- ・今般の規制緩和に関する周知・広報を行うに当たっては、自治体及び計量業界団体等を通じて行うことや当省ウェブサイトへの掲載等を想定している。

1時間当たり人件費 2,656 円×5名×0.5時間×8者=53,120 円 程度

※1時間当たり人件費 2,656 円は、424,979 円（令和7年国家公務員給与等実態調査の結果概要に記載の全職員の平均給与月額）÷（8時間×5日×4週）として算出

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・水道メーターの製造事業者に対して、今般の規制緩和について個別に意見交換を行ったところ、反対意見は無かった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・無し

<関連する会合の議事録の公表>

- ・無し

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は、下位の法令で検討されることになるため
- ☐ 遵守費用が増加せず、規制対象者以外の利害関係者もないため
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なことから、別途、アンケート調査を行っているため
- ☐ 規制を共管する他の府省で、別途、意見聴取を行っているため

☐ その他

(「その他」の具体的理由：)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・無し

＜上記以外の法令案＞

・事前評価書の作成から5年後に事後評価を実施することから、令和13年度までに事後評価を実施予定。